

# J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （排出削減プロジェクト用）

---

プロジェクトの名称：

宮崎県（有）黒潮ポーク 養豚事業者による  
低たんぱく配合飼料による豚のふん尿処理からのN<sub>2</sub>O排出抑制

プロジェクト 実施者名	有限会社 黒潮ポーク
----------------	------------

妥当性確認申請日 2014年2月3日

プロジェクト登録申請日 2014年2月26日

## 1 プロジェクト実施者の情報

### 1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) ユウゲンガイシャ クロシオパーク
	有限会社 黒潮パーク
住所	〒889-3153 宮崎県日南市大字萩之嶺 6186 番地 2

### 1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ) キョウドウシリョウ カブシキガイ シャ
	協同飼料株式会社
住所	神奈川県横浜市高島 2-5-1 2 横浜DKビル

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

### 1.3 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ) シブシシリョウ カブシキガイシャ
	志布志飼料株式会社
住所	鹿児島県志布志市志布志町志布志 3307
代表者氏名	長嶋 和紀

### 1.4 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ) ユウゲンガイシャ クロシオパーク
	有限会社 黒潮パーク
住所	〒889-3153 宮崎県日南市大字萩之嶺 6186 番地 2

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2~4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

## 2 プロジェクト概要

### 2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	宮崎県 (有) 黒潮ポーク 養豚事業者による低たんぱく配合飼料による豚のふん尿処理からのN <sub>2</sub> O排出抑制	
目的	低タンパク配合飼料を用いて、豚のふん尿処理からのN <sub>2</sub> O排出を抑制する。	
概要 (削減方法)	黒潮ポークの肥育農場の3ヶ所で肥育用飼料のタンパク含量の低い飼料を肥育豚に給餌することで豚のふん尿処理からのN <sub>2</sub> O排出を抑制し、温室効果ガスの排出削減を行う。(J-VERからの更新)	
プロジェクト実施場所 1	実施事業所名	日南農場
	住所	宮崎県日南市大字萩之嶺 6186 番地 2
プロジェクト実施場所 2	実施事業所名	板敷農場
	住所	宮崎県日南市板敷 4 9 3 8
プロジェクト実施場所 3	実施事業所名	園屋農場
	住所	鹿児島県志布志市有明町野神 8 6 2 - 2

### 2.2 プロジェクト実施前後の状況

<p>(プロジェクト実施前の概要) :</p> <p>3ヶ所の肥育農場において肥育用飼料に CP(粗タンパク質) 15%以上の飼料を給餌。 その結果、豚のふん尿からN<sub>2</sub>Oが排出される。 飼料名： f f フィニッシャー79M (協同飼料) 粗タンパク質 15.0%以上 (日南、板敷、園屋 (杉尾))</p> <p>※園屋農場については、宮崎県に発生した口蹄疫の為に地域内の殺処分で撤退した杉尾農場の代替農場として開始したため、ベースラインは杉尾農場のものとする。なお、殺処分のあった最終月だけは、感染予防対策のための運搬車の制限により、飼料銘柄の制限に協力したため、粗タンパク質が 13%の飼料に切り替えた。</p>
<p>(プロジェクト実施後の概要) :</p> <p>方法論 AG-001 に準じ、肥育用の飼料の CP (粗タンパク質) の低い飼料を給与する。 このことにより、低タンパク飼料が肥育豚のふん尿から排出するN<sub>2</sub>Oの量が削減する。 給餌開始時期 :</p> <p>日南農場 2009年4月 (J-VER 登録対象) 飼料名：どんぐり豚仕上げ用 (協同飼料) 12.0%以上 板敷農場 2009年4月 (J-VER 登録対象) 飼料名：どんぐり豚仕上げ用 (協同飼料) 12.0%以上 園屋農場 2010年8月 (J-VER 登録対象) 飼料名：悠健豚仕上げ用 (協同飼料) 12.0%以上</p> <p>※なお、J-VER 登録対象となっていた下記農場については、J-クレジット対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉尾農場は、宮崎県に発生した口蹄疫の為に地域内の殺処分で撤退。(～2010年度)</li> <li>・鹿屋農場は、契約期限満了で撤退。(～2011年度)</li> </ul>

## 2.3 プロジェクト要件への適合

プロジェクトの実施日 ※1	<input type="checkbox"/> 2013年4月以降に実施されたプロジェクトである <input type="checkbox"/> 2012年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認及びオフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録のいずれも受けていない ※2 <input checked="" type="checkbox"/> 2008年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認又はオフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録を受けている ※3
追加性	<input type="checkbox"/> 追加性を有している ※4（方法論にて評価不要とされているため）

※1 「プロジェクトの実施日」とは、設備の稼働日や燃料の切替えを行った日を指す。

※2 2013年度中に限り J-クレジット制度のプロジェクトとして登録申請を行うことができる。

※3 国内クレジット制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトについては、「2013年4月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。ただし、標準的な設備をベースラインとして設定する必要がある。

※4 追加性評価に関する詳細情報は別紙（A.2）に示すこと。方法論の7. 付記において、追加性の評価が不要とされているもの（ポジティブリスト）については、別紙（A.2）の記入は不要。

### 3 方法論

#### 3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	AG-001 Ver.2.0
	方法論名称	豚・ブロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌
更新／新設 ※1	<input type="checkbox"/> 更新プロジェクト <input type="checkbox"/> 新設プロジェクト	

※1 ベースラインとして標準的な設備を設定する場合、「新設プロジェクト」となる。

#### 3.2 方法論の適用条件への適合 ※1

条件 1	■ 適合している	<p>プロジェクト実施前は慣用飼料を給餌していた</p> <p>①プロジェクト実施前に使用していた慣用飼料の給餌量は、「日本飼養標準」に基づき定める慣行レベル（標準CP値）を上回らない</p> <p>※プロジェクト実施前のCP含有率は把握可能であり、当該飼料中の窒素含有率 2.40%、CP含有率 15.0%である</p> <p>※「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）」により、“飼料表示表のCPはケルダール法によって全窒素を定量し、これに6.25を乗じて得たものの試供品の重量に対する百分率を求め、これを粗タンパク質(CP)とする。”と規定されている。よって、CP15.0%から窒素含有率を逆算で求めると、<math>15.0\% \div 6.25 = 2.40\%</math>となる</p>
条件 2	■ 適合している	<p>①ベースラインの配合飼料のCP含有値は 15%であるのに対して、プロジェクト実施後の低たんぱく配合飼料のCP含有値は 12%であり、3%の低減となる。</p> <p>②プロジェクトで使用する低タンパク配合飼料の給餌量は、「日本飼養標準」に基づき定める慣行レベル（標準CP値）を上回らない</p> <p>※プロジェクト実施時に使用する低タンパク配合飼料は、窒素含有率 1.92%で、慣用飼料に比べて窒素含有率が 2.40 から 1.92%に低減</p>
条件 3	■ 適合している	<p>プロジェクト実施前後で排泄物管理が変わらず、処理方法は攪拌発酵処理（強制発酵）または堆積発酵方式（農場ごとに固定）</p>
条件 4	■ 適合している	<p>低タンパク配合飼料を給餌する家畜は「肥育豚」である</p>

※1 記載内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供を行うこと。

### 3.3 モニタリング・算定方法

ベースライン排出量 ※1				
主要／ 付随的	排出活動	温室効果ガス の種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	豚の飼養に伴う排泄物 処理	N2O	—	■排出量の算定を行う

プロジェクト実施後排出量 ※1				
主要／ 付随的	排出活動	温室効果ガス の種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	豚の飼養に伴う排泄物 処理	N2O	—	■排出量の算定を行う

※1 各排出活動の排出量算定方法及び影響度の算定方法については別紙（A.3）に記載すること。

※2 モニタリング方法については別紙（A.4）に記載すること。

#### 4 排出削減計画

認証予定期間 ※1	2013年4月1日 ～ 2021年3月31日（8年0ヶ月）			
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量	プロジェクト実施後 排出量	排出削減量
	2013年度	144.9 t-CO <sub>2</sub> e	107.1 t-CO <sub>2</sub> e	37 t-CO <sub>2</sub> e
	2014年度	144.9 t-CO <sub>2</sub> e	107.1 t-CO <sub>2</sub> e	37 t-CO <sub>2</sub> e
	2015年度	144.9 t-CO <sub>2</sub> e	107.1 t-CO <sub>2</sub> e	37 t-CO <sub>2</sub> e
	2016年度	144.9 t-CO <sub>2</sub> e	107.1 t-CO <sub>2</sub> e	37 t-CO <sub>2</sub> e
	2017年度	144.9 t-CO <sub>2</sub> e	107.1 t-CO <sub>2</sub> e	37 t-CO <sub>2</sub> e
	2018年度	144.9 t-CO <sub>2</sub> e	107.1 t-CO <sub>2</sub> e	37 t-CO <sub>2</sub> e
	2019年度	144.9 t-CO <sub>2</sub> e	107.1 t-CO <sub>2</sub> e	37 t-CO <sub>2</sub> e
	2020年度	144.9 t-CO <sub>2</sub> e	107.1 t-CO <sub>2</sub> e	37 t-CO <sub>2</sub> e
	合計	1,159.2 t-CO <sub>2</sub> e	856.8 t-CO <sub>2</sub> e	296 t-CO <sub>2</sub> e
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input type="checkbox"/> 電力のCO <sub>2</sub> 排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由（以下に記載すること）			

※1 認証予定期間は、プロジェクト登録の申請予定日若しくはモニタリングが可能となる予定日のいずれか遅い日から2021年3月31日までの間で設定すること。

※2 排出削減量の算定方法については、別紙A.3に記載すること。

## 5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

### 5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	有限会社 黒潮ポーク 社長
モニタリング担当者 ※1	有限会社 黒潮ポーク 各肥育農場担当者（集計は事務担当）

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

### 5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

<p>モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1</p>	<p>各農場における肥育豚の平均飼養頭数及び飼養日数は『飼養成績実績推移表（在庫月報）』『デーリーチェック表』にて把握する</p> <p>※データの保管は、都城事務所にて認証対象機関終了2年後まで保管</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※低たんぱく配合飼料の変更（都城事務所から一括発注）、排せつ物管理区分の変更の有無については、社長が確認する。</p>
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後 <u> 2 </u> 年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。

※2 原則認証対象期間終了後2年間とする。



## 6 特記事項

### 6.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、ベースライン排出量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	感染症などによって養豚場の操業そのものが停止する可能性がある。この場合、J-クレジットの検証段階で対象となるプロジェクトを切り離す措置を講じることとする。

### 6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名： \_\_\_\_\_)

類似制度での認証予定期間： \_\_\_\_\_ )

登録していない

### 6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。